

世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金交付要綱

(通則)

第1条 世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号。以下「条例」という。）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。）及び世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金は、区内で地域密着型サービス等を行う事業者が東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」という。）が認証した評価機関（以下「評価機関」という。）が実施する福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審する際の経済的負担を軽減することで、第三者評価の受審を促進し、もって地域密着型サービス等の質の向上を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が行う地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護に限る。）又は地域密着型介護予防サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）（以下これらを「地域密着型サービス等」という。）の内容及び質、事業の運営、組織の管理等に係る機構の定める評価項目（区長が別に項目を指定した場合は、その項目を含む。）について評価機関による第三者評価を受審する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、区内で地域密着型サービス等を行う事業所を設置し、かつ、運営する事業者であって補助事業を行うものとし、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 第三者評価の結果（以下「評価結果」という。）について、区長に報告するとともに、その公表に同意すること。
- (2) 評価結果に基づき、サービスの改善課題及び改善のための取組方針をまとめ、区長に報告するとともに、その公表に同意すること。
- (3) 前号の報告をした会計年度の翌年度の7月及び3月における取組みの実施状況をまとめ、区長に報告するとともに、その公表に同意すること。

(4) 地域密着型サービス等を行う事業所の開設後6月が経過していること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所は、補助金の交付を受ける年度の前年度又は前々年度（これらの年度のうち、平成30年度以前の年度を除く。）において補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、1の事業所当たり、補助対象経費のうち受審料の額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、600,000円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の交付額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、次に掲げる書類を添付させた世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金交付申請書（第1号様式。条例に規定する社会福祉法人にあっては、補助金交付・貸付金貸付申請書（施行規則第1号様式）とする。以下これらを「申請書」という。）を提出させなければならない。

(1) 世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業計画書（第2号様式）

(2) 世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金申請額積算内訳（第3号様式）

(3) 見積書（受審料の内訳が記載されているもの）

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(見積書等の添付)

第6条の2 区長は、前条の補助事業者が評価機関と第三者評価に係る契約を締結するに当たっては、2以上の評価機関から見積書を取ることを指導し、当該見積書の全てを申請書に添付させるものとする。

2 前条の補助事業者が2以上の見積書を申請書に添付しないときは、その理由を記載した書類を添付させるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、補助事業者から申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、補助金を交付しないことに決定したと

きはその旨を、世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金交付可否決定通知書（第4号様式。条例に規定する社会福祉法人にあつては、補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（施行規則第3号様式）とする。）により、速やかに申請をした者に通知しなければならない。

（補助金の交付時期及び交付請求）

第8条 区長は、第14条に定める補助金の確定後、30日以内に補助事業者に世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金交付請求書（第5号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の請求があつたときは、30日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

（補助事業の変更承認）

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（1） 補助事業の内容を変更しようとするとき。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業変更・中止・廃止承認書（第7号様式）により、申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第10条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助事業者に世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業事故報告書（第8号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

（状況報告）

第11条 区長は、補助事業者に、補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、当該補助事業者に報告を求めることができる。

（遂行命令等）

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者にこれらに従って当該補

助事業を遂行すべきことを世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業遂行命令通知書（第9号様式。条例に規定する社会福祉法人にあつては、助成事業遂行命令通知書（施行規則別記第5号様式）とする。）により命ずるものとする。

- 2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を当該補助事業者に世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業停止命令通知書（第10号様式。条例に規定する社会福祉法人にあつては、助成事業停止命令通知書（施行規則別記第6号様式）とする。）により命ずるものとする。

（実績報告）

第13条 区長は、補助事業が完了したとき（第9条第1項第2号の規定により廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から30日以内に、補助事業者に世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業実績報告書（第11号様式。条例に規定する社会福祉法人にあつては、補助事業実績報告書（施行規則別記第7号様式）とする。以下これらを「実績報告書」という。）を提出させなければならない。

- 2 区長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。
- 3 区長は、補助事業が完了したときは、補助金の決定に係る会計年度の終了の日までに評価結果に係る改善課題及び取組方針報告書（第11号の2様式）を提出させるものとする。
- 4 区長は、補助事業が完了したときは、補助金の決定に係る会計年度の翌年度の7月末日及び当該年度の終了の日までに評価結果に係る改善課題、取組方針及び取組結果報告書（第11号の3様式）を提出させるものとする。ただし、補助事業者が当該会計年度の翌年度に第三者評価を受審する場合は、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第14条 区長は、補助事業者から前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に対して世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金交付額確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 区長は、第13条第2項による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の

内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業是正命令通知書（第13号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者はその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） 補助金交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件、条例の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者在世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金交付決定取消通知書（第14号様式。条例に規定する社会福祉法人にあつては、助成決定取消通知書（施行規則別記第8号様式）とする。以下これらを「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日16世在サ在発第958号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月4日18世高施第57号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月26日18世高施第568号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日19世高施第521号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日21世高福第455号)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月1日22世高福第181号)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日23世介保第1391号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月7日26世介保第140号)

この要綱は、平成26年5月7日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（平成29年 3 月 7 日28世介保第1461号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 25 日30世介保第1659号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。